

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 7 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

救急救命士の行う救急救命処置について

救急救命士の行う救急救命処置は、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）及び関係法令に基づき実施されているところです。

今般、愛知県常滑市において、救急救命士が心肺停止前の傷病者に対し静脈路確保を実施した事案が発生したとの報告があり、事案の詳細について確認しているところであり、追って正式な通知を行うこととしています。

つきましては、下記に留意の上、適切な救急業務が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）及びメディカルコントロール体制に関連する関係団体に対し周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 救急業務を実施するにあたり、法令を順守し、適切な救急活動を行うよう貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対し周知徹底されたいこと。
- 2 「メディカルコントロール体制の充実強化について」（平成 15 年 3 月 26 日付け消防救第 73 号消防庁救急救助課長・医政指発第 0326002 号厚生労働省医政局指導課長連名通知）等により、都道府県及び地域のメディカルコントロール協議会との連携が進められているところですが、今後とも、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制の充実等に努め救急救命士制度の円滑な運用を図られたいこと。

連絡先
消防庁救急企画室
谷 本・梅 澤・橋 口
電話 03-5253-7529
s.hashiguchi@soumu.go.jp